

<サービス利用料金(1日あたり)>

サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。
(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

平成30年4月支援法改定内容

重要事項添付資料(たいようの里)

【障がい者支援施設たいようの里:短期入所Ⅰ(障害者)】短期のみご利用の場合

利用者の障害程度区分と利用料	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
①障害程度区分に応じた利用料	4,940円	5,650円	6,290円	7,610円	8,960円
食事に係る自己負担額	朝食:170円 / 昼食:200円 / 夕食:250円 *食事提供体制加算対象者				
光熱水費に係る自己負担額	440円				

【障がい者支援施設たいようの里:短期入所Ⅱ(障害者)】短期+通所ご利用の場合

利用者の障害程度区分と利用料	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
①障害程度区分に応じた利用料 (生活介護+短期入所)	9,410円 (4,470円 +4,940円)	10,600円 (4,950円 +5,650円)	11,800円 (5,510円 +6,290円)	15,450円 (7,840円 +7,610円)	19,450円 (10,490円 +8,960円)
食事に係る自己負担額	朝食:170円 / 昼食:200円 / 夕食:250円 *食事提供体制加算対象者				
光熱水費に係る自己負担額	440円				

*ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

(注)上記金額に専門的な支援に係る利用料が加算されます

◎生活介護における加算

- | | | | |
|----------------|--------|------------|-------|
| ■人員配置体制加算 | 197 単位 | ■福祉専門職配(Ⅰ) | 15 単位 |
| ■視覚聴覚言語障害者体制加算 | 41 単位 | | |

◎短期入所における加算

- | | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| ■食事提供加算 | 48 単位 | ■短期利用加算 | 30 単位 |
| ■栄養士配置加算 | 22 単位 | | |

◎他の加算

- | | |
|----------------|------|
| ■福祉・介護職員処遇改善加算 | 6.9% |
|----------------|------|